

熱海市下水道ウォーターPPP
(下水道施設等管理・更新一体マネジメント方式) 事業

実施方針(案)

令和8年8月

熱海市 公営企業部 下水道課

目 次

第 1 特定事業に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 募集及び選定方法	9
2 募集及び選定スケジュール	9
3 公募手続き等	10
4 応募者の参加資格要件	11
5 審査及び選定手続き	16
6 優先交渉権者選定後の手続き	17
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
1 リスク分担の基本的な考え方	18
2 事業の実施状況のモニタリング	19
3 保険	19
4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続	19
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1 対象施設の立地に関する事項	20
2 対象施設の概要	20
第 5 基本契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	22
1 疑義が生じた場合の措置	22
2 管轄裁判所の指定	22
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	23
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	23
第 7 その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1 実施に関して使用する言語及び通貨等	25
2 連絡先及び情報提供	25
別紙 1 ストックマネジメントの実施フロー	
別紙 2 リスク分担表	
別紙 3 参考：総価契約単価合意方式の概要	

用語の説明

ウォーターPPP	「管理・更新一体マネジメント方式」及び「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」を総称したものをいう。管理・更新一体マネジメント方式とは、水道、工業用水道及び下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年度～令和13年度）において、コンセッション方式への段階的な移行を見据えて導入する官民連携方式をいう。
BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）	災害等の発生時に事業を継続し、又は早期に復旧するため、あらかじめ必要な対応を定めた事業継続計画をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
巡視	管路施設の地上部、外周、附帯部等を主として目視により確認し、異常の有無を把握する行為をいう。
概略点検	管路内部又はマンホール等について、簡易な機器を用いて状態を確認し、健全度及び詳細点検の要否を把握するための点検をいう。
巡視点検	施設の巡視に加え、設備の状態確認、記録、異常の有無の確認等を行う基本的な点検をいう。
保守点検	設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するとともに、延命を図るため必要な点検・測定・調査及び調整・交換を行うものをいう。
調査	施設の状態を詳細に把握することを目的として実施する業務をいう。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
修繕	対象施設の一部の再建設又は取替えを行うことをいう（ただし、長寿命化対策に該当するものを除く）。
改築	対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うことをいう。管路施設においては、更新（布設替え、更生等）を含む。
更新	老朽化した下水道施設の機能を回復又は維持するため、施設又は設備を新たなものに取り替えることをいう。管路施設においては、布設替え及び更生を含む。
総価契約単価合意方式	契約締結時に工事費の積算方法及び単価等についてあらかじめ合意し、施工条件及び施工数量等に応じて契約金額を決定する契約方式をいう。
基本協定	本事業に伴う処理場等施設維持管理契約及び管路施設維持管理・更新契約の締結方法並びに基本契約を締結するまでの役割分担その他必要事項を定めるため、優先交渉権者と締結する協定をいう。
基本契約	基本協定及び優先交渉権者との協議結果に基づき、全ての構成企業と締結する契約をいう。
基本契約等	基本契約、処理場等施設維持管理契約、管路施設維持管理・更新契約の総称をいう。
基本契約書等	基本契約書、処理場等施設維持管理契約書、管路施設維持管理・更新契約書の総称をいう。

第1 特定事業に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

熱海市下水道ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

熱海市 市長 齊藤 栄

(3) 事業の背景・目的

熱海市の下水道事業においては、処理場・ポンプ場及び管路の維持管理や更新を進めていく中で、今後の耐震化対策や老朽化対策への対応に伴い、業務量の増加が見込まれている。

一方で、下水道事業に従事する技術職員は限られており、処理場・ポンプ場、管路、排水設備等の各分野を少人数で担当している状況にある。また、技術職員が少ない状況にあり、今後の人材確保や技術継承が課題となっている。

このような状況のもと、今後想定される業務量の増加に対して、行政のみで持続的に事業運営体制を維持していくことは容易ではないことから、事業継続性の確保や効率的な事業運営の観点から、官民連携手法の導入について検討を進めている。

官民連携の導入にあたっては、政策判断や事業運営に係る意思決定、説明責任を伴う業務などの公権力の行使に関わる事項については引き続き市が主体的に実施する。一方で、施設の維持管理、保守点検、修繕、更新計画案の策定、更新工事に係るマネジメント等については、民間事業者の技術力やノウハウを活用し、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体的な実施、プロフィットシェアの考え方を踏まえながら、効率的かつ安定的で持続可能な事業運営体制の構築を図ることを基本的な考え方としている。

現在、処理場・ポンプ場については包括的な維持管理委託を実施しているが、管路やその他の業務については個別・単年度の仕様発注を中心としている。

また、災害時の対応体制の確保についても重要な課題であり、将来発生が懸念される大規模地震等の災害に備え、施設の耐震化対策の推進とあわせて、迅速な復旧対応が可能となる体制の構築が求められている。そのため、既存の委託体制や行政と民間事業者の連携状況を踏まえつつ、官民連携手法の導入による災害対応への影響や役割分担についても整理を行う必要がある。

本事業は、このような現状や課題を踏まえ、民間事業者の技術力や経営ノウハウ、創意工夫を活用した効率的な維持管理体制の構築を図ることにより、下水道施設の適切な維持管理及び更新を推進するとともに、市民サービスの向上、公共用水域の水質保全、維持管理コストの縮減、地域経済活性化等を図り、将来にわたって持続可能な下水道事業の運営を目指すものである。

(4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりである。

① 管路施設

- ・熱海市下水道事業の管路施設（污水管渠、マンホール、マンホール蓋、取付管、寺山マンホールポンプ、梅園マンホールポンプ）
- ・熱海市漁業集落排水事業の管路施設（污水管渠、マンホール、マンホール蓋、取付管、初島マンホールポンプ1号・2号）

② 処理場等施設

- ・熱海市浄水管理センター等（熱海市浄水管理センター、伊豆山浜中継ポンプ場、南熱海中継ポンプ場、南熱海幹線中継施設、南熱海幹線管路トンネル、泉地区採水5箇所）
- ・熱海市初島浄水管理センター

(5) 事業方式

本事業の事業方式は、管路施設は更新実施型（更新工事を含めて民間に委ねる。）、処理場等施設は更新支援型の管理・更新一体マネジメント方式とする。

基本協定及び基本契約は、単独企業もしくは応募グループによるコンソーシアムと締結する。また、管路施設維持管理・更新契約は、管路施設維持管理企業及び管路施設改築企業、管路施設設計企業、ストックマネジメント計画策定企業のJVもしくは単独企業と締結する。さらに、処理場等施設維持管理業務委託契約は、処理場等施設維持管理企業及びストックマネジメント計画策定企業のJVもしくは単独企業と締結する。

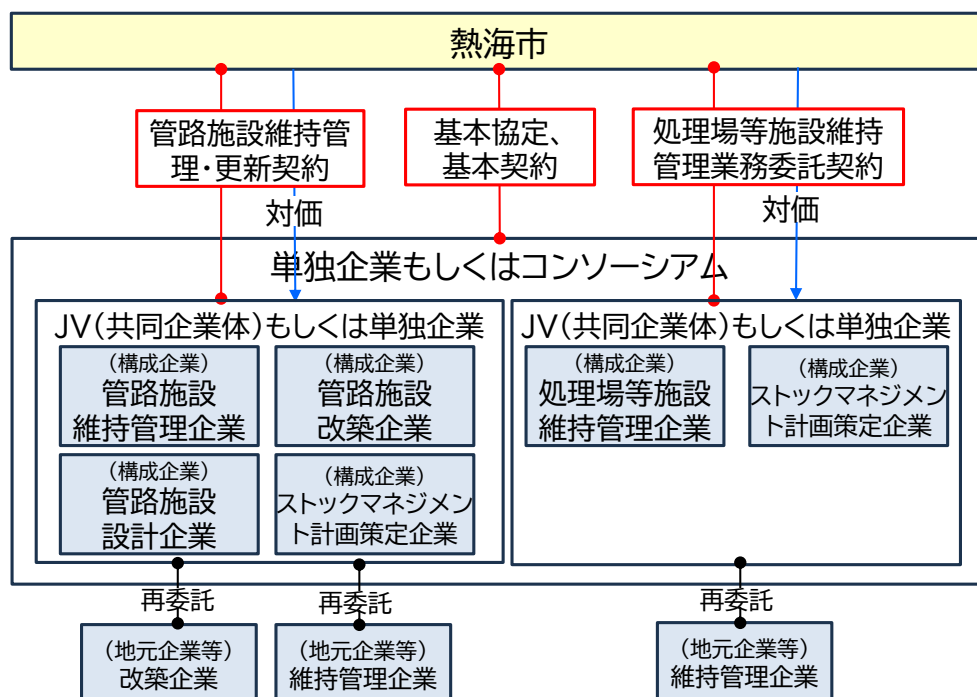


図 1-1 事業スキーム図

※再委託を行う場合において、地元企業が対応可能な業務は、できるだけ地元企業の活用を検討すること。

(6) 事業の範囲

本事業の範囲は対象施設の統括管理、管路施設の維持管理・改築、処理場等施設の維持管理等に関する業務を義務事業とし、附帯事業及び任意事業を含めて対象事業とする。各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、委託禁止業務として定める業務（①ア統括管理等業務）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）ができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）及び募集要項等に示す。

事業の範囲は以下の①から③に掲げるものとする。

なお、今後、管路施設の新設に関する業務及び工事が発生する場合は、市及び事業者が協議し、合意の上、実施について定めるものとする。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

また、災害、事故等の緊急事態が発生した場合またはそのおそれがある場合においては、本市の指示に基づき、被害状況の把握、応急復旧の支援および関連機関との調整等について、最大限の協力を行わなければならない。なお、災害対応等により生じた費用については、募集要項等公表時に示す定めに従い、受託者の責に帰すべき事由によるものを除き、別途実費精算を行うものとする。

ア 統括管理業務

- ・全体マネジメント
- ・関係者間調整
- ・業務データの集約、情報の整理
- ・事業管理
- ・セルフモニタリング
- ・計画関連業務

イ 管路施設に関する業務

- 1) 共通事項
- 2) 熱海市下水道事業に係る維持管理業務
 - ・巡視業務
 - ・概略点検業務（目視・スクリーニング）
 - ・清掃業務
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
 - ・現地調査業務
- 3) 熱海市下水道事業（マンホールポンプ）に係る維持管理業務
 - ・保守点検業務
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
 - ・その他維持管理業務
- 4) 熱海市初島漁業集落排水事業に係る維持管理業務
 - ・巡視業務
 - ・概略点検業務（目視・スクリーニング）
 - ・清掃業務
 - ・修繕業務

- ・ 緊急対応等業務
- ・ 現地調査業務
- 5) 熱海市初島漁業集落排水事業（マンホールポンプ）に係る維持管理業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 緊急対応等業務
 - ・ その他維持管理業務
- 6) 熱海市下水道事業に係る改築業務
 - ・ 詳細点検（調査）業務
 - ・ 設計業務等
 - ・ 改築工事（管路施設）
 - ・ 改築工事（マンホール蓋）
 - ・ 耐震化工事（管路施設）
 - ・ 耐震化工事（マンホール）
 - ・ 圧送管二条化設計業務
 - ・ 圧送管二条化工事
- 7) 熱海市下水道事業（マンホールポンプ）に係る改築業務
 - ・ 調査業務
 - ・ 改築実施設計業務
 - ・ 改築工事（マンホールポンプ）

ウ 処理場等施設に関する業務

- 1) 共通事項
- 2) 熱海市浄水管理センター等に係る維持管理業務
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守管理業務
 - ・ ユーティリティ調達業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 水質・汚泥管理業務
 - ・ 異常時の措置に関する業務
 - ・ 苦情等に対する対応に関する業務
- 3) 熱海市初島浄水管理センターに係る維持管理業務
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守管理業務
 - ・ ユーティリティ調達業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 水質・汚泥管理業務
 - ・ 異常時の措置に関する業務
 - ・ 苦情等に対する対応に関する業務

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業又は市の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。他分野連携として市の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

(7) 事業期間

① 本事業の事業期間

現時点において、本事業が開始される日（以下「本事業開始日」という。）は令和10年4月1日を予定している。また、本事業終了日は令和20年3月31日を予定している。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

本事業期間は、本事業開始日から、10年を経過する日が属する年度の末日までとする。

本事業開始日以降に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

表 1-1 予定事業期間

期日	内容
2027（R9）年12月中旬	基本協定締結
2028（R10）年1月～3月	引継ぎ・準備
2028（R10）年2月末まで	基本契約、管路施設維持管理・更新契約、処理場等施設維持管理契約（以下、「基本契約等」という。）
2028（R10）年4月1日	事業開始日
（事業終了日まで）	市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ
2038（R20）年3月31日	事業終了日

② 本事業期間終了時の取扱い

ア 本事業に係る事業者が所有する資産等

市は、事業者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、事業者が本事業施設内に所有する資産（市又は市の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

任意事業を行うに当たって本事業の施設を活用する場合については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。なお、買取方法等の詳細については、市と事業者との協議の上決定する。

イ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など市に協力すること。

(8) 事業の費用負担

市は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は市と優先交渉権者との協議の上、基本契約書等に定めるものとする。

① 義務事業及び附帯事業

ア 統括管理業務

市は、統括管理業務に関する費用の全てを負担する。市は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

イ 管路施設に関する業務

市は、管路施設の維持管理に関する費用の全てを負担する。市は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

また、市は、改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）を負担する。市は、負担額の支払いにあたり、借入金、国庫補助金及び内部留保資金を充当する予定である。

ウ 処理場等施設に関する業務

市は、処理場等施設の維持管理に関する費用の全てを負担する。市は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

② 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(9) サービス対価の支払い

① サービス対価の構成内容

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表 1-2 のとおりとする。

サービス対価の支払いは、募集要項等公表時に示す。

表 1-2 サービス対価の構成

業務項目		内容
統括管理業務		・ 全体マネジメント ・ 関係者間調整 ・ 業務データの集約、情報の整理 ・ 事業管理 ・ セルフモニタリング ・ 計画関連業務
管路施設に関する業務	管路施設の維持管理業務	・ 熱海市下水道事業に係る維持管理業務 ・ 熱海市下水道事業（マンホールポンプ）に係

		る維持管理業務 ・熱海市初島漁業集落排水事業に係る維持管理業務 ・熱海市初島漁業集落排水事業（マンホールポンプ）に係る維持管理業務
	管路施設の改築業務	・熱海市下水道事業に係る改築 ・熱海市下水道事業（マンホールポンプ）に係る改築
処理場等施設に関する業務		・熱海市浄水管理センター等に係る維持管理業務
		・熱海市初島浄水管理センターに係る維持管理業務
附帯事業		・提案による

② サービス対価の改定

ア 事業者の提案によるサービス対価の改定

事業者は、サービス対価の改定に関して市に提案できるものとする。

イ 事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。事業環境の著しい変化とは以下に示すものとし、詳細については、募集要項等公表時に示す。

- ・物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合
- ・法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

ウ その他市が必要と認める場合

上記ア からイ までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、サービス対価の改定について事業者に協議を申し入れることができる。

③ プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（応募時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を市と事業者でシェアする）を導入する。詳細は、募集要項等公表時に示す。

（１０） 改築に関する留意事項

① 改築の実施

事業者は、管路施設維持管理・更新契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が工事を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。

② 改築を行った施設の所有

市又は事業者が改築を行った対象施設は、市の所有に属するものとする。

③ 改築の対象

改築の対象は、管路施設であり、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、事業者の提案を妨げるものではない。

④ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、協力するものとする。

⑤ 工事の契約

市は要求水準書（案）に定める改築に関する工事について、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠して工事費（「官積算金額」という。）を算出し、工事における総価を公表する。市及び事業者は、工事における総価の範囲内で管路施設維持管理・更新契約を締結する。

なお、管路施設の改築は、総価契約単価合意方式による実施を予定している。契約締結後は、契約条件に基づき、年度ごとに施工対象及び施工数量等を確定し、工事を実施する予定である。総価契約単価合意方式の詳細な内容については、募集要項等において示す。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール

実施方針（案）の公表後のスケジュールは概ね表 2-1 のとおりである。

表 2-1 募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
2026（R8）年8月3日	実施方針（案）の公表
2026（R8）年8月中旬	要求水準書（案）の公表
2026（R8）年8月～10月	実施方針（案）及び要求水準書（案）（以下、「実施方針（案）等」という。）に関する質問・回答
2027（R8）年2月	公募開始（募集要項等の公表）
2027（R9）年2月～3月	質問受付・回答
2027（R9）年3月	現地見学会
2027（R9）年4月	参加表明・資格審査 参加資格確認受付
2027（R9）年4月	参加資格確認結果
2027（R9）年5月～7月	提案内容に関する対話等 競争的対話（附帯・任意事業概略提案受付、予備的審査）
2027（R9）年9月	提案審査書類受付
2027（R9）年11月	プレゼン実施
2027（R9）年11月下旬	優先交渉権者決定
2027（R9）年12月中旬	基本協定締結
2028（R10）年1月～3月	引継ぎ準備
2028（R10）年2月末迄	基本契約等締結
2028（R10）年4月	事業開始

3 公募手続き等

(1) 実施方針（案）等に関する質問・意見の受付及び回答の公表

市は、実施方針（案）等に関する質問・意見を受け付け、回答を公表する。質問・意見書の提出方法等は、以下に示すとおりである。

① 受付期間

令和8年8月3日（月）午前9時 から 同月31日（月）午後5時 まで

② 提出方法

実施方針（案）等に関して質問又は意見がある場合には、質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、様式1（実施方針等に関する質問・意見書）に記入の上、電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」、提出ファイルはExcel ファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。

また、電子メールの件名は「熱海市下水道ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）事業 質問・意見書 ●●」（●は提出者名）とし、提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mailアドレスを記載すること。

市が質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③ 提出先

「第7 2 （1）連絡先」に提出すること。

④ 質問等に対するヒアリング

提出された質問・意見書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う。

⑤ 回答の公表

実施方針（案）等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

・回答公表予定日：令和8年9月30日（水）

4 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、管路施設維持管理企業、管路施設設計企業、管路施設改築企業、処理場等施設維持管理企業、ストックマネジメント計画策定企業の役割を担う企業から構成されるグループとし、管路施設維持管理企業若しくは管路施設改築企業又は処理場等施設維持管理企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ③ 管路施設維持管理業務、管路施設設計業務及び管路施設改築業務、管路施設に係るストックマネジメント計画策定業務を複数の企業で業務を分担する場合は、共同企業体（以下、「JV」という。）の設立を求める。また、処理場等施設維持管理業務及び処理場等施設に係るストックマネジメント計画策定業務を複数の企業で業務を分担する場合は、JVの設立を求める。なお、各業務をまとめる統括管理者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

(2) 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者。
- ③ 熱海市工事請負契約等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱(平成4年11月25日告示第49号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請期限以前6か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
- ⑥ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ⑦ 役員等（参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（熱海市暴力団排除条例（平成24年熱海市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第3号に掲げる暴力団員等をいう。

以下同じ。)でないこと。

- ⑧ 暴力団（条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑨ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑬ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成17年法律第86号）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、事業者選定委員会の委員の氏名が公表されているか否かを問わず、応募者が委員であることを知り、又は知り得た時点以降は、当該委員が属する企業及び当該企業と資本面又は人事面において関連のある者は、本事業の応募者、構成員、協力企業その他これらに準ずる立場として参加することはできない。
- ⑭ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は、以下に示すとおりである。
 - ・地方共同法人 日本下水道事業団
 - ・日本下水道新技術機構
 - ・あずさ監査法人
 - ・株式会社KPMG FAS
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所また、過去に本事業に係るアドバイザー業務に関与した以下の者も同様とする。
 - ・クリアウォーターOSAKA株式会社
- ⑮ 応募者（応募グループの場合構成企業のすべて）が、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑯ 応募グループの代表企業は、技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものを配置できる者であること。

（３）業務実施企業に求める要件

① 管路施設の維持管理企業

J V構成員のうち管路施設の維持管理業務を担う企業は、次の要件を満たすものであること。なお、複数のJ V構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJ V構成員が(イ)から(ウ)に掲げる資格要件を満たせば良いが、(ア)に掲げる資格要件は全てのJ V構成員が満たすこと。

(ア) 令和9・10年度熱海市建設工事等競争入札参加資格の物品役務に登録があること。

- (イ) 官公庁等が平成28年度以降に発注した点検、調査、清掃、修繕を含む管路施設に関する維持管理業務を元請として履行完了した実績を有すること。
- (ウ) 以下の資格を有する主任技術者を配置できるもの。
- ・ 下水道管路管理総合技士

② 管路施設の設計企業

J V構成員のうち管路施設の設計業務を担う企業は、次の要件を満たすものであること。
なお、複数のJV構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJ V構成員が(イ)から(カ)に掲げる資格要件を満たせば良いが、(ア)に掲げる資格要件は全てのJ V構成員が満たすこと。

- (ア) 令和9・10年度熱海市建設工事等競争入札参加資格の測量・コンサルタント等に登録があること。
- (イ) 耐震診断業務を行うものは、平成28年度以降に官公庁等が発注した管路延長10km以上の下水道総合地震対策計画業務および下水道管渠耐震診断業務を元請で行った実績を有すること。
- (ウ) 改築実施設計、耐震化実施設計業務を行うものは、平成28年度以降に官公庁等が発注した汚水管渠の改築実施設計業務を元請で行った実績を有すること。
- (エ) 詳細点検（調査）業務を行うものは、以下の資格を有する者を配置できるものであること。
- ・ 下水道管路管理専門技士（調査部門）
また、診断は下水道管路管理主任技士を有するものが実施すること。
- (オ) 耐震診断業務を行うものは、管理技術者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者を2名配置できるものであること。なお、上記技術者のうち1名は、平成28年度以降に官公庁等が発注した下水道管渠耐震診断業務に管理技術者として従事した実績を有すること。
- (カ) 改築実施設計、耐震化実施設計業務を行うものは、汚水管渠の計画または設計を行った実績があるものを管理技術者および担当技術者、照査技術者として1名ずつ配置でき、管理技術者及び照査技術者は技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものであり、担当技術者は技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理 部門（下水道））の資格を有するものもしくはR C C M（下水道部門）の資格を有するものであること。

③ 管路施設の改築企業

J V構成員のうち管路施設の改築業務を担う企業は、次の要件を満たすものであること。
なお、複数のJ V構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJ V構成員が(イ)から(オ)に掲げる資格要件を満たせば良いが、(ア)に掲げる資格要件は全てのJ V構成員が満たすこと。

- (ア) 令和9・10年度熱海市建設工事等競争入札参加資格の建設工事の土木に登録があること。
- (イ) 建設業法第3条第1項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業許可を有するもの。
- (ウ) 官公庁等が平成28年度以降に年間合計1億円以上の汚水における管路施設に関する下水道改築工事業務を元請として履行完了した実績を有すること。
- (エ) 改築工事、耐震化工事を行うものは、1級土木施工管理技士の資格を有するものを配置できるものであること。

(オ)改築工事のうち、管更生工事を行うものは、(エ)の要件を満たすもので、かつ、平成28年度以降に官公庁等発注工事において同種工事（管更生工事）を元請けとして完了した実績を有するものであること。対象工事に配置を予定する主任（監理）技術者に、下水道管路更生管理技士（一般財団法人日本管路更生工法品質確保協会）、下水道管路管理専門技士（修繕・改築）（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）、下水道管渠更生施工管理技士（一般社団法人日本管更生技術協会）のいずれかの資格を有し、管更生工事の経験を有するものを配置できる者。

④ 処理場等施設の維持管理企業

J V構成員のうち処理場等施設の維持管理業務を担う企業は、次の要件を満たすものであること。なお、複数のJ V構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJ V構成員が(イ)から(キ)までに掲げる資格要件を満たせば良いが、(ア)に掲げる資格要件は全てのJ V構成員が満たすこと。

- (ア) 令和9・10年度熱海市建設工事等競争入札参加資格の物品役務に登録があること。
- (イ) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- (ウ) 標準活性汚泥法かつ処理能力45,000m³/日以上 of 終末処理場の運転管理業務を元請として受託した実績を有するもの。
- (エ) 終末処理場の包括的民間委託（レベル2.5以上）を元請として受託した実績を有するもの。
- (オ) 業務代理人として、以下に掲げる要件を満たしているものを配置して実施できるものであること。
 - ・下水道法第22条第2項（施行令第15条の3）に定める資格を有する者
 - ・契約時において、過去10年以上、一日当たり汚水45,000m³以上の処理能力を有し、分流式かつ標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む）を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設を有する下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者
- (カ) 副業務代理人及び業務主任として、以下に掲げる要件を満たしているものを配置して実施できるものであること。なお、副業務代理人は、業務主任を兼ねることができる。
 - ・契約時において、副業務代理人は過去8年以上、業務主任は過去5年以上、一日当たり汚水45,000m³以上の処理能力を有し、分流式かつ標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む）を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設を有する下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者
- (キ) その他、以下に掲げる有資格者を配置して実施できるものであること。
 - ・電気主任技術者
 - ・第1種電気工事士
 - ・乙種第四類危険物取扱者
 - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ・クレーン特別講習修了者
 - ・玉掛け技能講習修了者
 - ・その他業務上必要とする法令等で定められた資格者

⑤ スtockマネジメント計画策定企業

J V構成員のうちStockマネジメント計画策定業務を担う企業は、次の要件を満たすものであること。なお、複数のJ V構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJ V構成員が(イ)から(ウ)に掲げる資格要件を満たせば良いが、(ア)に掲げる資格要件は全てのJ V

構成員が満たすこと。

- (ア) 令和 9・10年度熱海市建設工事等競争入札参加資格の測量・コンサルタント等の下水道に登録があること。
- (イ) 官公庁等が平成28年度以降に発注した管路施設及び処理場等施設の双方に関するストックマネジメント計画策定（変更含む）が含まれている業務を元請として履行完了した実績を有すること。
- (ウ) 管理技術者および担当技術者、照査技術者として1名ずつ配置でき、管理技術者及び照査技術者は技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものであり、担当技術者は技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものもしくはRCCM（下水道部門）の資格を有するものであること。

（４） 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

5 審査及び選定手続き

(1) 事業者選定委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる熱海市公共下水道事業等に係るウォーターPPP事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

選定委員会の委員名は、審査の公平性及び中立性を確保するため、優先交渉権者の決定後に公表する。応募者は、審査の公平性を損なうおそれのある行為を行ってはならず、選定委員会の委員であることを知り得た者への接触その他これに類する行為が確認された場合は、応募参加資格を失うものとする。

(2) 現地見学会の実施

市は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。

詳細については、募集要項等に示す。

(3) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(4) 競争的対話の実施（附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施）

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、必要に応じて提案書類の提出までに競争的対話を行う。

参加資格があるとされた者が、附帯事業及び任意事業を提案する場合は、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、競争的対話の結果を踏まえ、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

(5) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

(6) 審査方法

審査は、公募型プロポーザル方式による資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(7) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(8) 優先交渉権者及び特定事業の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を熱海市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

6 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、募集要項等とあわせて公表する基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に基本契約等の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

(3) 基本契約等の締結

市と事業者は、基本契約書等（案）の内容に従い、速やかに基本契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された基本契約書等（案）の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの及び軽微なもの以外は変更しない。

(4) 事業の開始

事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙2にリスク分担表として示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、募集要項等公表時に基本契約書等(案)などに詳細を規定する。

(1) 不可抗力

- ・市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災(豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等)、人為的事象(戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等)、その他(放火、第三者の悪意及び過失など)、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等基本契約等に定める一定の要件を満たした事象(以下「不可抗力」という。)が生じた場合又は発生の恐れがある場合、事業者は直ちにその内容を市に通知する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP(Business Continuity Plan)に従い初期対応を行う。
- ・市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従うものとする。
- ・市は事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ・市と事業者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- ・不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として市が負担する。ただし、事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、事業者の負担とする。

(2) 施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任

- ・対象施設に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、事業者は市に対して当該瑕疵に起因する費用等の請求を行うことができる。また、事業者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合及び点検・調査結果に基づく事業者の判断が、判断当時の事業に鑑み合理的であることを立証した場合は、当該瑕疵に起因する費用等を市が負担することとし、その方法は、市及び事業者の協議により定める。
- ・対象施設及び事業者から市への譲渡対象資産に契約不適合があった場合、成果品の契約不適合については成果品の引渡しを受けた日から、改築業務にかかる工事の契約不適合については工事の実施箇所について完了確認がなされた日から、それぞれ2年以内に市は事業者に対して契約不適合請求を行うことができる。ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

(3) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ・本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等(特に、本業務に関する事項を類型的又

は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。)の変更の場合は市の負担とし、事業者に対して一般に適用される法令等の変更は事業者の負担とする。

(4) 物価の変動

- ・物価の変動に起因するコストの増減に関しては、原則として、市が負う。

(5) 国庫補助金制度の変更等

- ・国庫補助金制度が変更される場合においては、市と事業者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ・国庫補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と事業者は協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が基本契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、募集要項等公表時にモニタリング基本計画書(案)に示す。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、募集要項等公表時にモニタリング基本計画書(案)に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することもある。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

3 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

事業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、基本契約等上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 対象施設の立地に関する事項

(1) 事業の所在地等

本事業の対象施設の所在地は、以下のとおりである。

表 4-1 主な対象施設の所在地 (R8. 3. 31現在)

処理区	対象面積	所在地
熱海処理区	723. 40 ha	熱海市和田浜南町1694-29熱海市浄水管理センター外
泉処理区	67. 42 ha	熱海市泉元宮上分外
初島地区	11. 00 ha	熱海市初島900-3熱海市初島浄水管理センター外

(2) 事業施設の貸付に関する事項

本事業施設はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。事業者が義務事業を行うに当たっては、基本契約等のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

一方、事業者が任意事業を行う場合には、市と事業者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業施設を使用できるようにする。

2 対象施設の概要

主な対象施設の概要は、以下に示すとおりである。

表 4-2 主な対象施設の概要

	単独公共下水道事業		漁業集落排水事業
供用開始年月	S27. 7	S61. 4	H19. 4
処理区	熱海処理区	泉処理区	初島地区
排除方式	分流式	分流式	分流式
処理人口(人)	21, 459	1, 000	1, 880
処理面積(ha)	723. 40	67. 42	11
管路延長(m)	118, 659	10, 617	1, 767
ポンプ場(箇所)	2	—	—
マンホールポンプ(箇所)	2	—	2
処理場(箇所)	1	湯河原町に委託	1

※下水道事業のあらまし（令和7年度版）、機能保全計画書（令和6年3月）より整理

※対象施設の詳細は要求水準書（案）に示す

	浄水管理センター	
	熱海市浄水管理センター	熱海市初島浄水管理センター
位置	熱海市和田浜南町1694-29	熱海市初島900-3
供用開始年月	S60. 7	H19. 4
敷地面積	58, 230m ²	1, 664m ²
排除方式	分流式	分流式
水処理方式	標準活性汚泥法	膜分離活性汚泥法
汚泥処理方式	濃縮・脱水・場外搬出	脱水・場外搬出

処理能力	45,000m ³ /日	621m ³ /日
発生汚泥量	4.8m ³ /日(R7実績)	—

	中継ポンプ場	
	伊豆山浜中継ポンプ場	南熱海中継ポンプ場
位置	熱海市伊豆山586-1	熱海市上多賀134-5
供用開始年月	H15.6	H15.12
敷地面積	867.14m ²	2,219.93m ²
揚水能力	2.5m ³ /分	4.8m ³ /分

	中継施設等	
	南熱海幹線中継施設	南熱海幹線①管路トンネル
位置	熱海市上多賀	熱海市上多賀～浄水管理センター
供用開始年月	H15.12	H15.12
概要	A=60m ²	L=3,007m 内径φ2,200mm

※下水道事業のあらまし（令和7年度版）、機能保全計画書（令和6年3月）より整理

管路施設	数量	備考
汚水管渠	公共下水道 129.276km	布設年度：S26-50；34%、S51-H13；43%、 H14-R7；23% 口径：100-500mm；97%、800-1350mm；3% 管種：塩ビ管 55%、コンクリート管 34%、 更生管 4%、その他 7%
	漁業集落排水 1.767km	布設年度：H17-20 口径：100-250mm 管種：塩ビ系 79.1%、コンクリート系 1.6%、 その他17%
マンホール	公共下水道 7,314箇所	
	漁業集落排水 112箇所	
マンホール蓋	公共下水道 7,314箇所	
	漁業集落排水 112箇所	
取付管	公共下水道 9,939箇所	
	漁業集落排水 105箇所	

下水道課資料より

第5 基本契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

基本契約等に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は基本契約等の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本契約等に関連して発生したすべての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり基本契約等を終了するものとする。この場合、事業者は、基本契約等の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、事業者の資産等については、第1 . 1 (7) ② ア と同様の取扱いとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部の事業について基本契約等の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については募集要項等公表時に示す。

(1) 事業者事由解除

① 解除事由

- ・事業者が基本契約等上の義務に違反する等、基本契約等に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、基本契約等を解除することができる。
- ・財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、基本契約等を解除することができる。

② 解除措置

- ・事業者は、市に対し、基本契約等に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 市事由解除又は終了

① 解除又は終了事由

- ・市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより基本契約等を解除することができる。
- ・事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が基本契約等の重大な義務を履行しない場合、又は、基本契約等の履行が不能となった場合は、基本契約等を解除することができる。

② 解除又は終了措置

- ・市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

① 解除又は終了事由

- ・不可抗力により対象施設が滅失したときは、基本契約等は当然に終了する。
- ・不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は基本契約等を解除する。

② 解除又は終了措置

- ・不可抗力により基本契約等を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた

損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

① 解除又は終了事由

- ・ 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市は基本契約等を解除することができる。

② 解除又は終了措置

- ・ 特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・ 特定条例変更等により事業者が生じた損失に係る負担については、市と事業者で協議する。

第7 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨等

(1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

2 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

熱海市 公営企業部 下水道課 施設室：松浦

所在地：〒413-8550 静岡県熱海市中央町1-1

電話：0557-86-6525

E-mail：koeigesui@city.atami.lg.jp

(2) 情報提供

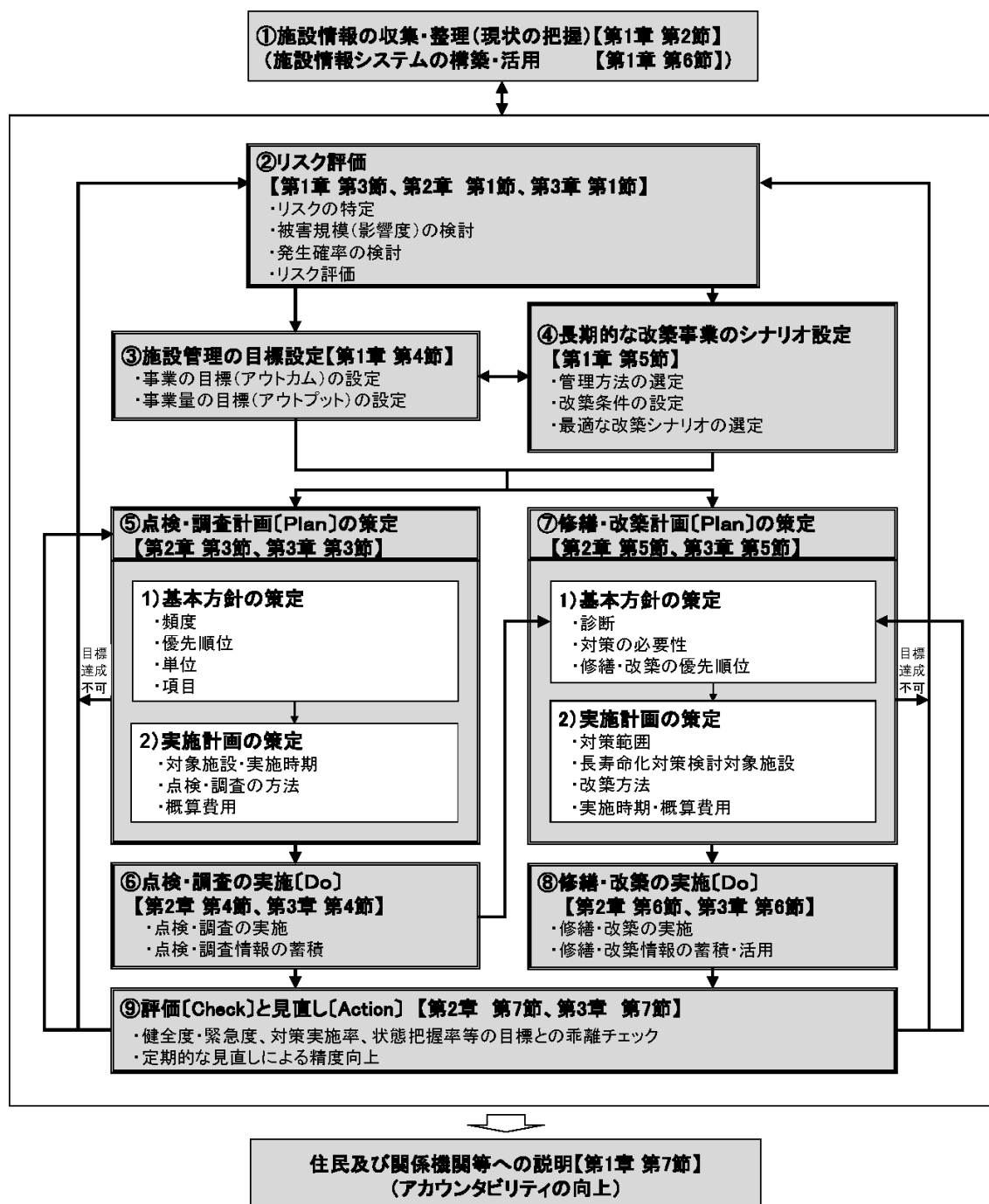
本事業に関する情報提供は、熱海市ホームページ等を通じて適宜行う。

熱海市ホームページ：<https://www.city.atami.lg.jp/index.html>

下水道：<https://www.city.atami.lg.jp/kurashi/suido/1000884/index.html>

別紙1 スtockマネジメントの実施フロー

ストックマネジメントの実施フローは下図のとおりである。なお、見出し項目にある【第○章第○節】は「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版」の目次項目に該当するものである。



※令和8年度に策定したストックマネジメント実施方針について、評価及び見直しを行い、次期ストックマネジメント計画の精度向上を図るものとする。

別紙２ リスク分担表

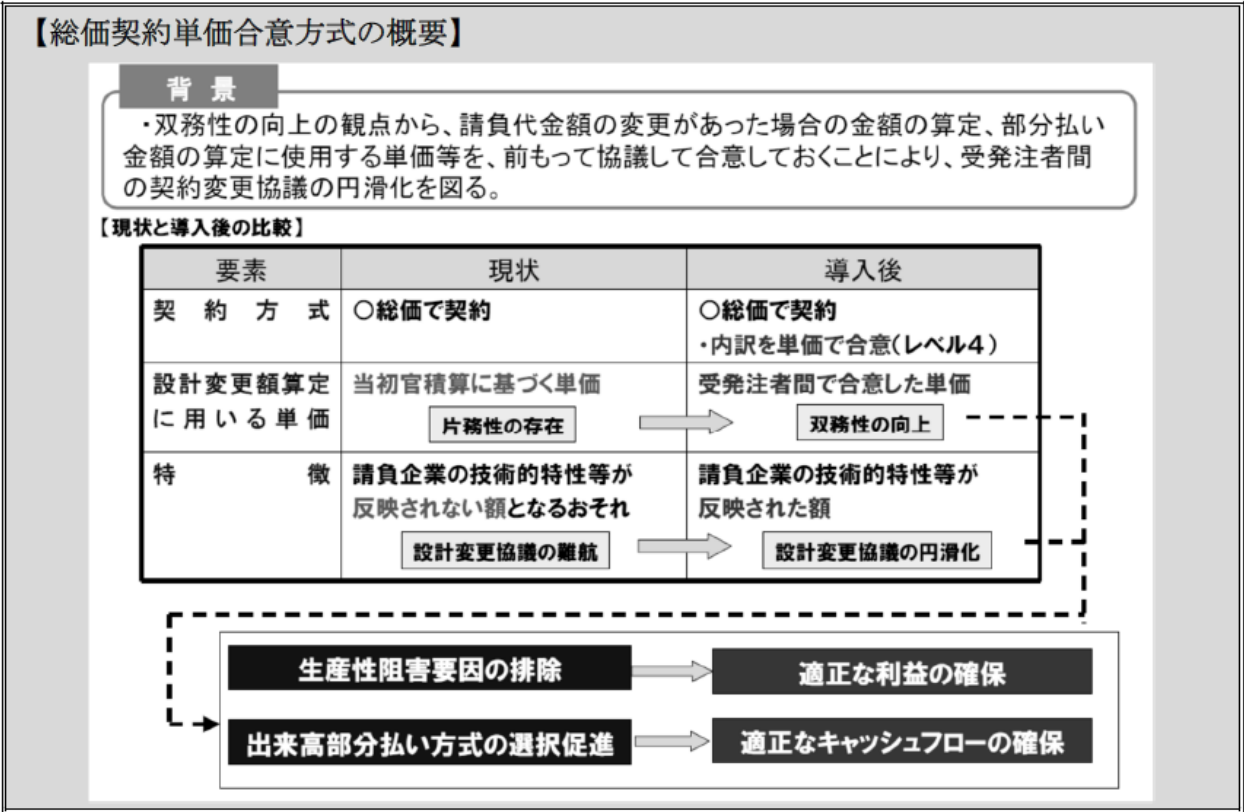
負担者の凡例

○：リスクを負担することを示す

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			市	事業者	
共通	制度	1. 法令等変更	○		下水道法の改正など。（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）
		上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	
		2. 税制変更	○		消費税率変更、新税による増加費用など。
		上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	法人税率の変更など。
		3. 許認可	○		
		事業者が業務実施上取得が必要となる許認可		○	
	社会	4. 住民対応	○		
		事業者の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等	(○)	○	市も共に対応する方が解決しやすい場合もあるため、内容によっては市も対応する。
		5. 第三者損害	○		騒音、悪臭、振動、電波障害など。
		施設の存在自体によるもの	○		
		上記以外で、事業者の行為に起因するもの		○	
		6. 環境問題	○		
		要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○		
		施設の存在自体によるもの	○		
		上記以外で、事業者の行為に起因するもの		○	
		7. 物価変動（工事以外）		○	
		サービス対価の変更の規定の範囲内の場合		○	
		サービス対価の変更の規定の範囲を超える場合	○		
		8. 物価変動（工事）		○	
		サービス対価の変更の規定の範囲内の場合		○	
		サービス対価の変更の規定の範囲を超える場合	○		
		9. 資金調達		○	
		事業者が調達する業務実施に必要な資金		○	
		市側で調達する資金	○		

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			市	事業者	
その他	10. 不可抗力	国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、市側（国費負担）で負担する。
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		○	国庫負担法に該当せず、事業者の故意又は重過失によって増加した費用については、事業者が負担する。
	11. 業務遂行の中断・不能	事業者の要因に基づくもの		○	
		上記以外	○		
	12. 計画・設計・仕様変更	市側の事由に起因するもの	○		事業者が負担する費用が著しく増減する場合、市と事業者はサービス対価の変更について、協議を行う。
		事業者側の事由に起因するもの		○	同上
	13. 知的財産権侵害	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	14. 情報の漏えい	市の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○		
		事業者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	
	15. 下水の水量変動	水量変動に伴う変動費の増加	○	(○)	要求水準で設定した範囲内で流入水量が変動した場合は、事業者が負担する。
	16. 政策転換	市の政策変更による事業の変更、中断、中止など	○		
維持管理	17. 施設の瑕疵	不可抗力によるもの	○		
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		○	
	18. 施設損傷	不可抗力によるもの	○		
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		○	
	19. 技術革新	事業者が採用した技術での追加費用		○	
		市の指示等による採用技術での追加費用	○		
	20. 契約内容未達	維持管理に関する業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		○	
	21. 業務内容変更	市の指示による維持管理に関する業務の変更	○		
	22. 維持管理費の変動	市の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○		
		事業者の事由による事業内容等の変更等に起因する維持管理費の変動		○	
	23. 下水のいっ水	事業者の責による施設設備の操作に起因するもの		○	
		上記以外によるもの	○		

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			市	事業者	
	24. 下水の水質変動リスク	流入水による経費の増加	○		
		上記以外の経費の増加		○	
	25. 突発修繕費の増大リスク	事業者の責による補修費の増大		○	
		上記以外によるもの	○		
	26. 道路陥没（管路起因）	事業者の要因に基づくもの		○	必要な修繕の放置、改築や修繕の施工が契約内容に適合しないなど、事業者による事由が認められる場合
		上記以外	○		
設計	27. 用地の瑕疵	土壌汚染、地中障害物、埋設文化財等による事業の遅延、変更又は中止	○		募集要項等の提示資料から推測困難であるものは市が負担する。
	28. 測量・調査	市が実施した結果に起因するもの	○		
		上記以外のもの		○	
	29. 設計	市の提示条件の変更による遅延、費用増	○		
		事業者の提案内容、判断の不備等による遅延、費用増		○	
建設	30. 施工	市の指示や変更による遅延、費用増	○		
		事業者側の事由による遅延、費用増		○	
	31. 施設（設計）の契約不適合	事業開始後に事業者が整備した施設の契約不適合		○	標準工事請負契約の契約不適合責任期間の規定を準用する。
	32. 国補助金交付不足	国庫補助金等の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	○	(○)	市と事業者は協議の上、工事計画の見直しを行う。
附帯事業	33. 附帯事業	附帯事業の不振、不履行		○	市側に帰責事由がない限り、事業者が負担する。
任意事業	34. 任意事業	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		○	
その他	契約前	35. 公募手続	募集要項等の応募手続の誤り	○	手続きの修正・変更など
		36. 提示資料	募集要項等の提示資料の誤り	○	
		37. 応募費用負担	応募に係る費用の負担		○
		38. 契約の未締結、遅延	市の帰責により契約締結できない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
			事業者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
	39. 事業開始の遅延	市の事由による事業開始の遅延	○		市の手続き遅延など
		事業者の事由による事業開始の遅延		○	事業者の手続き遅延など
		不可抗力等による事業開始の遅延	○		
	事業終了	40. 契約解除	事業継続の必要がなくなった場合	○	
			事業者の債務不履行、不遵守等	○	
			市側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○	
			事業者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○	
	41. 事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	



出典)「総価契約単価合意方式の導入について」(平成22年6月国土交通省東北地方整備局)